

マイナンバー制度（介護保険法関連）について

番号法（マイナンバー法）が平成27年10月5日に施行され、平成28年1月1日からマイナンバー（個人番号）の利用が開始されました。介護保険においても各種届出、申請におきましては、原則として被保険者の方などのマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーが記載された書類を受け取る際は、窓口で本人確認等も併せて行うこととなります。なりすまし、その他不正利用を防止し、個人情報を守るためにご協力をお願いします。

1 マイナンバーの記載が必要となる届出書、申請書

1 介護保険資格取得・異動・喪失届

介護保険の資格取得、氏名変更、住所変更、世帯変更及び喪失の際の届出書

2 介護保険被保険者証交付申請書

第2号被保険者の方が、新規に要介護認定の申請を行う場合など、被保険者証の交付を新たに求める際の申請書

3 介護保険被保険者証等再交付申請書

被保険者証、負担割合証、各種認定証等を紛失や破損したとき、それらの再交付を求める際の申請書

4 介護保険住所地特例適用・変更・終了届

住所地特例施設に入所（入院）、変更、退所（退院）する際の届出書

5 介護保険要介護認定・要支援認定申請書

要介護認定、要支援認定の新規、更新、区分変更申請を行う際の申請書

6 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成を、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼する場合の届出書

7 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

福祉用具購入費又は住宅改修費の支給申請書

8 介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書

高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給申請書

9 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請書）

10 介護保険負担限度額認定申請書

介護保険施設やショートステイを利用する際の、食費や居住費の減免対象であることを示す認定証（介護保険負担限度額認定証）を申請する際の申請書

2 本人確認等

1 ご本人が申請する場合

番号確認と身分確認が必要となります。

① 番号確認

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書。



マイナンバーカード

通知カード

② 身分確認

通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提示の場合、次のいずれかの書類のご提示も必要となります。

1 種類 (写真あり)	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
2 種類 (写真なし)	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、介護保険負担割合証、町役場等からの本人宛通知文書

3 マイナンバーの記載が難しい場合

マイナンバーがわからない場合、ご本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下している場合など、記載が難しい場合には、その他の記載内容に問題がなければそのまま受理しますので、未記載のまま提出してください。

※マイナンバーが記載された申請書等を、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターなどが代行で提出する場合は、マイナンバーが代行者に見えないよう注意してください。